

12 運輸

ア トラック事業等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
トラック事業の運賃・料金規制(国土交通省)	トラック事業の運賃・料金規制について、現行の事前届出を事後届出とするとともに、運賃・料金の掲示の義務付けについては、宅配便のように一般消費者が利用者となる場合を除き、原則的に廃止する。(第154回国会に関係法案提出)	結論	法案成立後公布	措置(施行)	○	(国土交通省) トラック事業の運賃・料金規制について、現行の事前届出制を廃止し必要に応じて事後チェックを行う仕組みとすること、宅配便のように一般消費者が利用者となる場合を除き運賃・料金の掲示の義務付けは原則的に廃止することについて結論を得た。(第154回国会に関係法案を提出済み)	
トラック事業の営業区域規制等(国土交通省)	現在の営業区域制度を廃止する(第154回国会に関係法案提出)。また、これに併せ、現在拡大営業区域で15台としているトラック事業の許可の基準となる車両の保有台数について、全国一律5台にまで引き下げる。	結論	法案成立後公布	措置(施行)	○	(国土交通省) トラック事業の営業区域制度を廃止することについて結論を得た。(第154回国会に関係法案を提出済み)また、トラック事業の許可の基準となる車両の保有台数を全国一律5台とすることについても結論を得た。	